

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うことについて専決処分したので報告し、承認を求めるものである。

専決処分書

浦安市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市税条例の一部を改正する条例

浦安市税条例（昭和30年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項本文中「軽自動車税」を「軽自動車等」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項中「軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を「買主を」に改め、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）、第85条（見出しを含む。）、第86条（見出しを含む。）、第87条の見出し及び同条第1項、第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）、第90条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分、第2項各号列記以外の部分、第4項及び第5項並びに第91条第2項及び第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第15条の2の2から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項表以外の部分中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項表以外の部分中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、

「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の浦安市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(浦安市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 浦安市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6条表以外の部分中「の種別割」を削る。